第九十二号

令和元年 (水曜日)

二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を 行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった ので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

告	変 変 区 更 更 後 前 分	定難 の指 医病 区定 指 分医	<ul><li>蝦</li><li>五</li><li>五</li><li>五</li><li>子</li><li>名</li></ul>	つが る力療 会わ療 病会法 院と人 きと石健黒 病康石市 院保市 院として 教 表と名 を 行うさ 		競船     軟     療当       ・・     科     科す       ム内     名る	三平 · 成 月 日更
(保 ) (保 ) (高 ) (計 ) (記 ) (記 ) (記 ) (記 ) (記 ) (記 ) (記	変更後	定医	名	きた きわ会と きた きた きた きた きた きた きた きた きた きた きた きた きた	の一 大字榊字亀田二 南津軽郡藤崎町	<b>些</b>	
(こども) …	変更前	定難 医病 指	境 雄 大	病つ五つ 院が広が る総連西 合合北	木町一二の三 の三 岩	腺吸血視一 外器管鏡般 科・・・ 乳呼心内	元・七・一
	変更後			院学部 附属病 病	五三 弘前市大字本町	科呼吸器外	
<ul><li>○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要</li><li>○右 同</li><li>一同 )… セ ○大規模小売店舗の変更の届出</li></ul>	変更前	維病皆	-	院弘 前中央病	町三の一 弘前市大字吉野	<u>〔</u> 章	
同(	変更後	定類医療	板谷博幸	院学部 附属 属 属医	五三 弘前市大字本町		三〇· 四· 一
告示	変更前	難 病 指	Ė	青い森病院	三山ノ内一六の一六の	#	,
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百青森県告示第四百七十号	変更後	定医	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	病 病 院 慈 恵 会	一字近野一四六の 一字安田	精 神 本 	

令和元年十二月四日

を 行 う 医 寮 幾 関主として指定難病の診断	
]	3
	1
	I
	-

ST MANAGE	
を 行 う 医 療 機 関主として指定難病の診断	青森県知事
1	Ξ
	村
) <del>Š</del>	申
į	吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	定難 医病 指	定難 医病 指		定医	難 病 指	定難 医病 指		定奠 医病 打	推劳台	定 ) 医 ) ;	維病皆
	工藤	入江		新	<b>考</b> 家	棟方		村岡		朗到	<b>鈴</b> 木
	幹 彦	伴 幸		<b>貴</b>		貴 子		正敏		-	谷一
	リエ 藤内 ク ク	戸中央病院 三戸町国民	民病院 八戸市立市	央病院	青森県立中	ニック ケア クリン ション カスキン リン	院 森市民病	院機 以前病 人国立行政法	石健黒 病康保市 院 除 黒 民	院学弘 部 附 属 属 病	院森市民病
五字青森市大字石江 の で で で で で で で で で で で で の で り で り で り	七六 字江渡五二の一 一 不 二 の一	九の一 字川守田字沖中 三戸郡三戸町大	目一の一 八戸市田向三丁	丁目一の一	青森市東造道二	目一九の三青森市篠田二丁	青森市勝田一丁	町一	丁目七〇 黒石市北美町一	五三五三大字本町	青森市勝田一丁
	内科科呼環内 科、、吸科、 神胃、 経腸器、循	整形外科		成育科	新生児科	皮膚科		麻酔科		泌尿器科	
	"	元: 10: -		Ţ.		元・六三		元 · 利 五· 一	· []	1110-10-1	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定算医疗	難病指	定医	難 病 指	定医	難病指		定難 医病 指	定難 医病 指			定難 医病 指
渡邉	ř L	和 日	Ř H	十倉	- Î		照井	三浦			桜田
伸和		<b>隆</b>		知 ク			健	一朗			純 人
森双生病院	一般財団法	森罗生病院	一般 財団法 言法	森罗生病院	一般財団法		院学弘 部前大 属 病医	南部病院			ニ 形 イ ク 科 ら り 整
一字 山 田 匹 八 八 の	青森市大字新城 )	一字 山 田 <u>ア</u> グ の		一字 山 田 匹 バ の	青森市大字新城 )		五三市大字本町	五字三 二沖戸 の田君 二面南 字町 利大	3 3 5		四田青 字森市 越二三三 の新
化外 器科 外 科消	外科	化外 器科 外 , 科消	外科	化外 器科 外 , 科消	外科	科分泌内	症科病科内 科、代、分 感謝糖泌 染内尿内	シビ科整 ヨリテリ リテリハ 科 1 ハ外	整形外科	整形外科	マ科シビ科整 チ、ョテリ、形 科リントハ外
"		"	•	л·:0::			元 -0 -=	元・10・1宣			元 :: :: ::

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定医	難 病 指	定難 医病 指		定類医症	推岗台	定鄭 医疖 非		定 医 形 才	推场台	定等	難病皆
· · ·	∄ ⊐	藤田		小柳		大沢		田中		當麻	
Į.		康文		雅 博		武 志		寿 志		景章	
つ総合病院	合下北医療 一部事務組	の黒団  病石来 <sub> </sub> 院あ蘇  け圓 ぽ会	医療法人社	の黒国 病石 院 よ に ほ ほ ほ に ほ に ほ に ほ に ほ に ほ に ほ ら に ほ ら し に ま ら し に ま ら と り に ま ろ と り に ま ろ と り に ま ろ と り に ろ と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	国医療 療法 員社	の黒団 病石来 院あ け ぼぞ	]医 療 形法 ]人 :社	院学 部 附 属 病	弘前大学医	院学 部 附 属 病	弘前大学医
丁目二の八	むつ市小川町一	町五二市あけぼの		町県 五イ 二寸 は	町黒 五市市 あけほの の		五成三十		五頁		
化内 器科 内 科消	科消 化 器 内	内科神精 科 `経神 心精科 療神 `	心精 療神 内科、	療内 内科 、 心	内科	内科神精 科 `経神 心精科 療神 `	心神精 療経神 内科科 科、、	症科呼 科、吸 感器 染内	科呼吸器内	症科呼 科、吸 感器 染内	科呼吸器内
Ţ.	<b>式</b>	"		"		元:0:完		"		"	

											,			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変 更 前	
定	難 病 指	定医	難 病 指	定医	難 病 指	<b></b>	三難 ミ病 指	定医	難 病 指	定 医 形 才	推劳旨		定難 医病 指	
力山	1	雄	佐々木	三浦	Ì	į	堀 内	<u> </u>	祠 生	布村			岸 原	
隆男	E I		義	<b>孝</b>	É		雅之		去	仁一			千 秋	
石領原	建黑石市国民 民主	科内科	佐々木胃腸	念病经验	医療法人整	院	くしが丘病 青森県立つ	院	くしが丘病 青森県立つ	都 市 病 院 新 底 新 社 供 新 社 供 新 社 供	央病院 青森県立中		岸 原 病 院	
日		丁目二の二五	青森市岡造道二	字西田五九の一	弘前市大字境関	九二	字沢部三五三の青森市大字三内		字尺部三五三の青森市大字三内	青森市石江三丁	丁目一の一青森市東造道二		目八戸 九戸市 の 六 六丁	
科消化器内	内科	化内 器科 內消	腸内 科科、胃	科リ ウマチ	整形外科	精神科	神精経神科、	精神科	神精経神科、	科脳 神経 内	神経内科	内 ンテリ吸器科消経内 科 科1ハ器科、化内科 シビ科、循化科、 ョリ、呼環器、神		
л - -	-	Ţ. 	τ̈́	11	,		"	-	元 二 : 云	元· 二· 一			元 - - 0 - 三	

変 更 後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
定難 医病 指	1	定難 医病 指	I	定医	難病指	定数	難病指	定数	難病指	定医	難病指	定医	難病指	定医	難病指
三浦		津田		槓 山	ţ I	三		<b>唐</b>	ĵ	相馬	j.	佐 藤		齋藤	Š.
和知		英一		<b></b>	<u> </u>	貴史		訓言	t J	恀	Ė	裕和		太 朗	
院学弘 部前 附大 属学 病医		院学 京 京 前 大 属 病 医		石病院解	黒石市国民 (1)	石病院解	黒石市国民 ( <b>1</b> )	石病院解	黒石市国民 ( <b>1</b> )	石病院	里 民 市 国 民 民 市 国 民	石頻原保険黒	黒石市国民 ( <b>1</b> )	石病院	黒石市国民
五三五三年五三五三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		五三五三大字本町		日記	黒石市北美町一		黒石市北美町一	日記	黒石市北美町一	七〇	黒石市北美町一	七〇二	黒石市北美町一	七〇	黒石市北美町一
シビ科整 ヨリ、 リ ン サ ー ハ 外	整形外科	シビ科整 ヨリ、形 フテリ 科 l ハ外	整形外科	科消化器外	外科	科消 化 器 内	内科	科消 化 器 外	外科	科消化器内	内科	科消化器内	内科	科消化器内	内科
"		"		"		"		"		"	,	"		"	

第七十八条第二号の規定により公示する。定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指

青森県告示第四百七十一号

令和元年十二月四日

名	行居 宅	
称	うサー	
所	- 事ビ ス	
在	業事業	
地	所を	
年后 月 日日		
年月日	廃止	

氏 名 所在地又は住所

指定居宅サービス事業者

類スサ居 の l 種ビ宅

三村申吾

青森県知事

変更後		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
	定類医療	維病旨	定	難病	定医	難 病 指	定医	難 病 指	定医	難 病 指
	仁茅	告左谷	自田田		含清質		<b>小山</b> 鹿	1	木	ţ
院	機	R 人独	博 仁 院機	人 独	院機	人油	慶 信 院機	人神	形機 院機	人油
	伸 青森病	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	悔 青 森 病	五 立 行 政 法 主 行 政 法	博 青 森 病	文 国立 方 政 法 法	博 青 森 病	之 立 行 政 法 立 所 院 法	悟青 森病	文 国立 方 政 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法 法
3	五五の一本野一手森市浪岡大字		平野	森	野	ē森 R市	五 五 五 五 の 一 平 野	〔森 『市	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	ē森 R市
科月	Т	神経内科	科脳神経内	- 神経内科	科脳神経内	神経内科	科脳神経内	神経内科	科脳神経内	神経内科
	"		"		"		"		三:	元 · 二

	館ニ株 チ式 イ会 学社
	目九 柳田駿河台二丁 東京都千代田区
	護訪 問 看
	シス訪タアニ ヨテ 育 日 引 せ イ し き も さ く た り た り し れ り り り り り り り り り り り り り り り り り
	四の一 東中央五丁日 日 現前市 大字城
	元令 二和 二 六
	ー: 
_	

### 青森県告示第四百七十二号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

館ニ株式会社	氏 名称又は っ	事 定介護
目九 解京都千代田区	所在地又は住所主たる事務所の	業 者
看防介 護訪護 問予	種ビ 類ス の	防介 サ護 ー予
シス訪タアニ ヨテ 計 門 引 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ き ・ き ・ き ・ き ・ き ・ う ・ う	名称	事介業を記
四の一 東中央五丁 日 明 市 大字城	所在地	行う事業所
元令和二六	年届月 日日	
元令 二和 三· 一	年月日	廃 止

## 青森県告示第四百七十三号

法第十九条の十九第二号の規定により公示する。とおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同と童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の十四の規定により、次の

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

 変更後
 おいらせ調剤薬局

 と北郡おいらせ町上明堂九
 元・三・三

 を更後
 おいらせ調剤薬局

青森県告示第四百七十四号

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

齊藤	氏		
良明	名		
部弘 附前	名	勤	
属大 病学		務	
院医学	称	す	
五弘 三前	所	る	
市	<b>-</b>	病	
大字	在	院	
本 町	地	等	
機心 能臓	診		
障血 害管	療		
科	) 外科 (心臓 目		
心臓			
元令	年指		
三和	月		
_	日定		

公

### 告

# 大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三人規大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

三 芙蓉総合リース株式会社 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 代表取締役 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二三 黒石市富士見一〇九の一外 アクロスプラザ黒石 大規模小売店舗の名称及び所在地 辻田 泰徳

代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表取締役 川越 富子群馬県高崎市中尾町四の八株式会社ブロニア	代表取締役 矢野 靖二四の一四 大島県東広島市西条吉行東一丁目 株式会社大創産業	代表取締役 舟橋 浩司 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 株式会社チョダ	代表取締役(白土)孝東京都杉並区梅里一丁目七の七株式会社マックハウス	弘前市大字親方町一八の三成田 孝夫	代表取締役 三浦 紘一八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース	代表取締役 石黒 靖規 二丁目一の一 二丁目一の一 日	変更前
	変更なし	代表取締役 澤木 祥二 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一株式会社チョダ		弘前市大字土手町二四の一成田 孝之	変更なし	変更なし	変更後
元令 ・ <sub>五・三</sub> 		三 · 四 ·	三平 · 一· 三	元令 二和 : 一			年変 月 日更

弘前市大字泉野三丁目四の一工藤 久敦	代表取締役 藤田 勝幸 の二 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 大和情報サービス株式会社	代表取締役 伊瀬 幸郎岩手県釜石市上中島町二丁目二の株式会社トータル・リユース	代表取締役 内山 誠一目八の一日八の一中央区港島中町六丁 英年県神戸市中央区港島中町六丁 英年の	代表取締役 浅野 雅晴 公前市大字末広二丁目二の一〇 株式会社横浜ファーマシー
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 荒川 孝男 - 株式会社横浜ファーマシー
				元・五二

四 届出年月日

令和元年十一月十八日

1

Ŧi.

届出書の縦覧 場所

2

期間

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

令和元年十二月四日から令和二年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

提出期限

令和二年四月四日

(7) 令和元年12月4日

 $\equiv$ 

届出年月日 令和元年十一月十八日

森 県 報

> 3 提出先 記載事項 青森県商工労働部商工政策課

2

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。

模小売店舗の変更の届出があったので、

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

スーパードラッグアサヒ青森西バイパス店・ユニクロ青森三好店 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市三好二丁目二の二二外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 芳野 秀俊	代表取締役 荒川 孝男	変更前
代表取締役 芳野 秀俊東京都港区虎ノ門一丁目二の六東京都港区虎ノ門一丁目二の六エムエル・エステート株式会社	変更なし	変更後
元令 二和 ①· 一		年変 月 日更

几 届出書の縦覧

1

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和元年十二月四日から令和二年四月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

Ŧī.

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

る。

同条第三項において準用する同法第五条第三

1 提出期限

令和二年四月四日

2

提出先

3

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べ

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

2

期間

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 弘前市大字泉野一丁目四の二外 イオンタウン安原ショッピングセンター

1 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二二の二四 MULプロパティ株式会社

代表取締役 葛谷 悦敏

2 株式会社コムネット

宮城県東松島市矢本字北浦九七の二

代表取締役 志摩 恵章

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1

場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

3

時間 令和元年十二月四日から令和二年一月四日まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する

令和元年十二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア売市店

(戸市売市四丁目六の九外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社孫作

八戸市売市四丁目六の三一

代表取締役 西村

隆

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1

場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和元年十二月四日から令和二年一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べ

**令和元年十二月四日** 

青森県知事

三

村

申

吾

スーパードラッグアサヒ青森中央店

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森市東大野二丁目一一の三

 $\equiv$ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

2 期間 場所

1

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

3

令和元年十二月四日から令和二年一月四日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 青森市長島一丁目一番一号